

空飛ぶクルマ理解促進事業・映像コンテンツ制作委託業務仕様書

本仕様書は、山梨県（以下「委託者」という。）が発注する「空飛ぶクルマ理解促進事業・映像コンテンツ制作委託業務」を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 名称

空飛ぶクルマ理解促進事業・映像コンテンツ制作委託業務

2 趣旨・目的

「空飛ぶクルマ」は、電動で垂直離着陸する次世代モビリティであり、空の移動をより身近にする未来の移動サービスとして、国内外の様々な地域において社会実装に向けた検討が進められている。日本においては、2025年の大阪・関西万博での実用化を目指して検討が進められているが、地方においても、過疎地域の交通や救急医療、災害救助等の地域課題の解決や、観光・レジャーなどの新たなビジネスの創出に大きな役割を果たすことが期待されている。

については、「空飛ぶクルマ」の県民の理解を促進するとともに、県内事業者が幅広いビジネスチャンスにいち早く取り組むことができるよう、「空飛ぶクルマ」のある山梨の姿を分かりやすく伝える映像コンテンツを制作するものである。

3 期間

契約締結日から令和6年3月15日まで

4 業務概要

受託者は、以下の業務を行うものとする。

- (1) コンセプトムービー制作
- (2) イメージビジュアル制作

5 業務内容

受託者は、以下に定める項目について委託者と協議の上、委託業務を実施すること。

(1) コンセプトムービー制作

【コンセプト】

- ・「空飛ぶクルマ」が県民の生活に溶け込むモビリティとして、一般的に活用されている未来の山梨の絵姿を分かりやすく伝えるコンセプトムービーを制作し、未来のモビリティ社会が到来することに対する県民のワクワク感の醸成を図ることを目的とする。

【ターゲット】

- ・山梨県民を中心に幅広い年齢層を対象とする。

【内容】

- ・実写映像やリアルな「空飛ぶクルマ」のCG（コンピュータグラフィックス）映像等を組み合わせることにより、広く県民が未来の山梨のモビリティ社会をイメージできるような訴求力の高い内容とする。
- ・上空を飛行するシーンだけではなく、「離着陸場までの移動→空飛ぶクルマに乗り込む→離陸する→上空を飛行する→着陸する」などの、「空飛ぶクルマ」のリアルな体験をイメージできるような内容とする。
- ・「空飛ぶクルマの運用概念（2023年3月31日・空の移動革命に向けた官民協議会作成）」に記載されたユースケースを踏まえ、本県にふさわしい複数のユースケースを想定した内容とする。
- ・なお、上記の内容の詳細は委託者と協議のうえ決定する。
- ・時間の目安は3分程度を基本バージョンとする。ただし、それ以上の長編を制作するとともに3分程度の基本バージョンを制作することでも差し支えない。
- ・BGMや効果音なども効果的に活用し、視聴者がリズムよく心地よく見られるものとする。
- ・3分程度の基本バージョンに加え、SNS等で投稿することも想定したショートバージョン（ダイジェスト版又は切り分け版。想定するSNSの特性に合わせた編集時間を提案。）を制作する。
- ・ナレーションやキャプションを取り入れることができるものとし、ナレーションは日本語、キャプションは日本語及び英語とする。
- ・委託者が令和6年2月頃に開催予定の「空飛ぶクルマ」体験イベントをはじめ、山梨県のホームページや動画配信サイト、そのほか様々な広報媒体での活用を想定しており、それらを踏まえた内容とすること。

※機体に関する留意事項

- ・コンセプトムービーに登場する「空飛ぶクルマ」の機体については、ユースケースに応じてリアリティのある機体タイプを採用すること。
- ・機体の映像については、受託者及び他者が保有する映像素材を使用することができるが、著作権法（昭和45年法律第48号）に基づき適切に対応すること。なお、使用する映像素材及びその活用方法については、契約締結後に委託者と協議のうえ決定すること。

(2)イメージビジュアル制作

- ・(1)コンセプトムービーから未来の山梨のモビリティ社会をイメージできるような静止画を切り出すなど、委託者が令和5年度に策定予定の将来ビジョンなどに使用できるイメージビジュアルを制作すること。
- ・なお、納期やデータ形式等については別途委託者が指示する。

6 報告書等の成果品

受託者は、本業務について、以下に定めるとおり成果品を納入するものとする。

(1) 成果品及び納期

ア コンセプトムービー及びイメージビジュアルの電子データ（納期：令和6年1月31日まで）

イ 事業完了報告書（納期：令和6年3月15日）

ウ その他委託者が指示したもの（納期：委託者が別途指示）

(2) 納品方法

報告書（紙媒体）2部及びDVD-R等による電子データ1部

なお、映像コンテンツのデータ形式については、納品前に委託者と十分調整すること

(3) 納品場所

山梨県知事政策局リニア未来創造・推進グループ（山梨県庁北別館5階）

7 著作権及び使用料等

- ・本事業における企画、映像等の一切の著作権料及び使用料等については、すべて委託金額内に含むものとする。本事業における成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）については、委託者に帰属するものとする。また、本事業終了後においても委託者がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、著作権人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。
- ・成果品については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
- ・成果品に使用される全てのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- ・成果品が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は委託者に生じた損害を賠償しなければならない。

8 その他

- ・委託業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについて、事前に委託者の承認を得るものとする。
- ・受託者は、契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、作業スケジュール等を記載）を提出し、委託者の承認を得ること。業務の実施にあたっては、委託者と十分協議した上で実施するものとする。
- ・受託者は、委託業務の履行にあたり、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに委託者と協議を行うこと。

- ・ 関係法令等を遵守し、業務を遂行すること。
- ・ 本業務の遂行にあたり必要となる資料及びデータの提供は、委託者が妥当と判断する範囲内で提供する。所定の手続きをもって受託者に無償で貸与するが、業務完了時には速やかに返却すること。
- ・ 委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- ・ 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間に関わらず第三者に漏らしてはならない。
- ・ 本仕様書については、プロポーザルの結果、契約締結候補者となった者と委託者との間で再度協議の上、双方の合意が得られた内容に修正した上で、契約書に必要な書類とともに添付する。